

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の

一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館の廃止

郵政事業庁の廃止に伴い、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止する。

二、施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。